

【公表】

整理番号	25
契約番号	8農振財契第546号
件名	令和8年度 都内連携事業森林整備(間伐)委託(その2)
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	東京都八王子市南浅川町外地内
概要	間伐 7.95ha
契約期間	契約確定の日の翌日から令和9年1月15日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①から③のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目110:道路・公園等管理」のうち「取扱品目05:枝落し・除草・草刈」又は「取扱品目09:森林整備(伐採)」で登録している者であること。 ②東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目133:樹木・緑地等保護」のうち「取扱品目05:除草・草刈(緑地育成)」で登録している者であること。 ③当財団又は官公庁等において同様の業務の契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和8年9月11日(金) 午前10時00分(入札期間などの詳細は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和8年8月20日(木)午前10時から令和8年8月27日(木)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①もしくは②に該当する場合 東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件③に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 <u>(3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。 (8) 仕様書添付書類(図面)については、指名通知の際に提示します。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 森の事業課 森の整備係 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0641

特記仕様書

委託件名： 令和8年度 都内連携事業森林整備（間伐）委託（その2）

履行場所： 東京都八王子市南浅川町外地内

契約期間： 契約確定の日の翌日から令和9年1月15日まで

第1章 総 則

- 第1条 この特記仕様書は、森林施業標準仕様書〔（公財）東京都農林水産振興財団〕（以下「標準仕様書」という。）という特記仕様書で、この施業の施工に適用する。
- 第2条 この委託の施業に当たっての一般事項は、「標準仕様書」によるものとする。
- 第3条 「標準仕様書」・「特記仕様書」の記載内容の優先順位については、「特記仕様書」・「標準仕様書」の順によるものとする。
- 第4条 この委託の施業に当たっては、下記に示す図書を適用する。
- 1) 標準仕様書（附則－1） 「受託者提出書類様式集」
 - 2) 標準仕様書（附則－2） 「森林施業記録写真撮影要領」
 - 3) 標準仕様書（附則－3） 「育林地状況写真撮影指針」
- 第5条 標準仕様書、適用図書のうち、この施業に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。
- 第6条 受託者は施業写真の撮影に当たっては、原則として黒板等に、必要事項を記載して被写体と共に写し込まなければならない。
- 第7条 この委託における施業現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によるものとする。
- 第8条 受託者は、施業着手後に条件が異なった場合等には、関係資料を作成の上、監督員と協議するものとする。
- 第9条 受託者は、契約後すみやかに「労災保険加入確認書」を東京労働局または所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けたのち発注者へ提出しなければならない。
- 第10条 受託者は施業着手前に、造林補助事業申請に係るチェックシート（別紙1）（別紙2）を記入し、発注者に提出をしなければならない。なお、記入者は実際に作業を行う者のみとする。
- 第11条 受託者の責により他の工作物に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに応急処置をとり、受託者の負担によりこれを修復しなければならない。
- 第12条 受託者は、施業の遂行に当たり諸法令や諸規則を厳守し、受託者の責任において厳正に行うものとする。
- 第13条 受託者は、本仕様書に記載されていない事項及び、本仕様書に疑義が生じたときは監督員と協議し、その指示によるものとする。
- 第14条 本委託の実施にあたっては、財団の定めた森林管理方針に従い SGEC 森林認証基準を遵守すること。また、この方針に基づき、重要種の保護に努めることとし、施業時に重要種を発見した場合は、受託者提出書類様式集の様式

ー12 にて報告すること。なお、林業機械燃料及びチェーンソーオイル等の使用にあたっては、「オイル・燃料の管理指導指針」に基づき水系への流出等のないよう適切な管理を行うこと。

第 15 条 受託者は、契約書（請書）及び特記仕様書に定める事項を遵守するとともに、サイバーセキュリティに関する特記事項（別紙 3）に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

第 2 章 提出書類

第 16 条 受託者は、施業のしゅん工に際し、次のしゅん工図書を提出すること。

- | | | |
|----|--------------------|-----|
| 1) | 施業記録写真 | 1 部 |
| 2) | 写真記録電子データ（J P E G） | 1 部 |

第 3 章 施 業

第 17 条 間伐

- 1) 作業の遂行に当たり、関係諸法令や諸規則等を厳守し、受託者の責任において厳正に行うものとする。
- 2) 伐採に当たっては、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」を遵守して安全に努め、いかなる場合も第三者に迷惑をおよぼさぬよう努めること。また、伐倒方向、伐倒方法に十分注意し、残存木に損傷を与えないこと。
- 3) 植栽木の本数割合で 20%以上を伐採すること。
- 4) 伐採木は、樹冠のうっ閉状態と将来の育成を考慮して、病虫獣害被害木、劣勢木、小径木、低性木（被圧木、曲がり、二股、損傷木等）を優先に選定すること。選木作業は伐倒作業に先行して行うこと。（選木と伐倒を同時に行ってはならない。）
- 5) 伐倒作業では、安全な方向に伐倒すること。
- 6) 伐倒方向は、残存木に損傷を与えない方向とすること。
- 7) 基本的な伐倒方法等は、「標準仕様書」第3章第2節の 3. 2. 2「伐木」に従って実施すること。
- 8) 作業委託範囲にまんべんなく残存木が配置されるように作業することとし、特定の範囲に伐採木が偏ることで、立木密度が周囲と比べ、著しく低くならないよう選木すること。
- 9) 伐採木は枝払い及び玉切りを行い、斜面下方又は下流に転落、流出しないように根株等に横伏せをすること。

第 18 条 掃除伐

- 1) 作業の安全性確保及び植栽木の育成のため、林内の雑灌木、つる、劣勢木、枯損木及び竹等を地際より除去すること。
- 2) 伐除した灌木等は、伐木等作業の支障とならないよう林内に整理すること。

第 19 条 看板設置

- 1) 木製看板の規格は看板標準仕様図のとおりとする。
- 2) 東京の木多摩産材のスギを使用すること。なお、使用した材が東京の木多摩

産材である証明書を提出すること。

- 3) 板面の表示内容については、委託者が受託者にデータ（.aiファイル）を提供する。印字方法はインクジェットカラー印刷とする。
- 4) 受託者は、看板の製作に先立ち、使用材料、外観、形状、寸法板面のデザイン等について明示された製作図を提出すること。また、製作した看板は設置前に形状寸法等について監督員の確認を受けること。なお、寸法の確認にあたっては、箱尺等の計測器具を用意すること。
- 5) 受託者は、看板を破損しないように丁寧に取り扱うこと。
- 6) 看板の設置個所は契約図書によるが、更に詳細な情報が必要な場合は、監督員に確認すること。
- 7) 看板は、50～60cmは根入れを行い、支柱は垂直に設置すること。支柱周囲の埋め戻しは良質な土砂等により十分締め固めること。
- 8) 板面は水平に取り付けること。
- 9) 施工写真について、施業前、施業中（根入れ・埋戻）、完成の写真を撮影すること。根入れ及び完成は出来高（寸法・水平）が分かるように撮影をすること。

第20条 自然公園法の制限

本委託地は明治の森高尾国定公園の第3種特別地域内であり、自然公園法によって制限されている行為を行ってはならない。

第21条 その他、作業において疑義や問題が生じた場合、直ちに監督員に報告し指示に従うこと。

第22条 その他

- 1) 施業進行に際し、監督員、地権者との連絡を密に取りトラブル等起きないように十分注意すること。
- 2) 林野火災には特段の注意を払い、現場では火気の使用は最小限度にとどめ、使用にあたっては安全管理を徹底すること。喫煙等は安全な場所で行い、火の始末は確実に行うこと。消火器材を備えるよう努めること。現場に燃料等を持ち込む場合は、消防法令の基準に適合した容器を使用し、火気のないところで取り扱うこと。また、現場で火災が発生した場合は、緊急連絡通報図に従い、迅速に対応すること。
- 3) 施業箇所に一般登山者が、立ち入らないよう保安看板等を設置し現場内に登山者が立ち入らないよう万全を期すこと。また、通行者に注意を促す旨の案内看板を受託者の責任において設置すること。
- 4) 東京都で実施している、野生イノシシの豚熱（CSF 旧称 豚コレラ）の感染状況の確認のため、施業箇所内で死んだイノシシを発見した際は、管轄の市町村及び監督員に連絡すること。
- 5) 熱中症対策として、労働安全衛生規則第612条の2の規定により発災時の報告体制及び悪化防止措置の手順を整備・周知するとともに、これらを施業計画書に記載すること。また、施業時に直射日光への対策や塩分、水分補給等を実施するとともに、施業記録写真帳に熱中症対策の実施写真を添付すること。
- 6) チェーンソーによる伐木等作業においては次の保護具を使用すること。

- ① 安全靴は、つま先、足の甲部、足首及び下腿の前側半分に、ソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っている JIS T8125-3 (ISO 基準、EN 基準 class1 以上) に適合する安全靴又は同等以上の性能を有するものを使用すること。(甲ガード付及び先芯入り地下タビ・脚絆は JIS に適合する製品がないので使用しないこと。)
- ②防護ズボン及びチャップスは、「JIS2022 class1」のラベル表示のある JIST8125-2 に適合又は同等以上の性能を有するものを着用すること。
- ③保護帽は「保護帽の規格」に適合したものを使用すること。なお、防護帽は「物体の飛来又は落下による危険を防止する保護帽」と「墜落による危険を防止する保護帽」の規格は異なるので、高所作業を行うときは、必ず「墜落による危険を防止する保護帽」の検定に合格している防護帽を使用すること。
- ④保護網・保護眼鏡(フェイスガード)及び防音保護具(イヤーマフ)を使用すること。特に、フェイスガードはチェーンソー用の鋼製素材などの安全性の高い製品を使用すること。
- 7) 上記以外の事項については、監督員の指示に従うこと。
- 8) 環境により良い自動車利用について、本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- 9) 受託者は、施業に従事した作業員の労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、退職金共済の加入状況を取りまとめ、加入を証する書類の写しを添付し、発注者に提出しなければならない。
- 10) クマ対策として、クマ鈴や熊スプレー等を携帯し、作業前には東京都環境局や市町村が掲載しているクマ出没情報を確認すること。
- 11) 支払い方法
作業完了後に提出される完了届けに基づき検査を行い、合格と認定した後、適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 12) 連絡先
〒190-0013
東京都立川市富士見町3丁目8番1号
公益財団法人 東京都農林水産振興財団
森の事業課 森の整備係
Tel 042-528-0641

別記様式第 15 号 (東京都造林補助事業実施要領第 8 の 1 の別表 1 のヌ)

「みどりチェック」チェックシート (造林関係)

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他 ()
記入日	令和 年 月 日

- ・ 交付申請時に、事業実施期間中に取り組んだ各項目の内容にチェックを入れてください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



具体的な事項		チェック欄
1	適切な薬剤等の使用	
	農薬等の薬剤の適切な使用に努める。	
2	エネルギーの節減	
	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める。	
3	害虫の発生防止	
	害虫の発生防止・低減に努める。	
4	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
	廃棄物の削減に努め、適正に処理する。	
5-	生物多様性への悪影響の防止	
5-(1)	生物多様性に配慮した事業実施 (物資調達、施業等) に努める。	
5-(2)	下流域への土砂流出等による水質汚濁防止に努める。	
6-	環境関係法令の遵守等	
6-(1)	森林法及び労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守する。	
6-(2)	みどりの食料システム戦略の趣旨の理解に努める。	
6-(3)	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める。	
6-(4)	正しい知識に基づく作業安全に努める。	

注) 5-(1) の関係法令の遵守について、対象は、森林法 (昭和 26 年法律第 249 号)、労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)、肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和 25 年法律第 127 号)、農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成 12 年法律第 116 号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成 7 年法律第 112 号)、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成 28 年法律第 48 号) とする。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）
事業者向け チェックシート

令和3年2月26日
林野庁

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他()
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1-(2)-②	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の改善	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事故時の事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

サイバーセキュリティに関する特記事項

受託者は、契約書(請書)及び仕様書に定める事項を遵守するとともに、本特記事項に定める事項に従って契約を履行しなければならない。なお、電子情報処理委託に係る特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)及び個人情報に関する特記仕様(以下「個人情報特記仕様」という。)が添付される場合は、これらに定める事項も遵守するとともに、本特記事項とこれらの規定が重複し、又は抵触する場合は、特記仕様書及び個人情報特記仕様の規定を優先して適用するものとする。

第1条 本特記事項の遵守

受託者は、本特記事項に定める各条の事項を遵守しなければならない。

第2条 委託業務実施前の対応

- (1) 受託者は、委託業務の実施にあたり、財団のサイバーセキュリティポリシーのうち受託者が遵守すべき事項について、財団から説明を受け、これを理解した上で同意書を提出しなければならない。
- (2) 受託者は、再委託を行う場合、再委託先に対しても前項の説明を行い、同意書を取得するとともに、財団の事前承認を得なければならない。
- (3) 受託者は、財団が提供する情報資産に対し、委託業務に必要な範囲においてのみアクセスを行うものとし、アクセスを許可する情報の種類と範囲及びアクセス方法について、業務着手前に財団の承認を得なければならない。
- (4) 受託者は、サイバーセキュリティインシデントへの対応体制を整備・維持し、その体制(本契約の履行に係るサイバーセキュリティ対策の責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所)を財団に書面で提出しなければならない。また、体制に変更が生じた場合は速やかに財団に届け出なければならない。

第3条 契約上のセキュリティ要件

- (1) 受託者は、委託業務の遂行にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。
 - ① 個人情報漏えい防止のための技術的安全管理措置の実施
 - ② 委託業務に従事する者への、個人情報保護及びサイバーセキュリティに関する教育・研修の実施
 - ③ 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止
 - ④ 業務上知り得た情報の守秘義務(本契約の終了後も同様とする。)
 - ⑤ 再委託に関する制限事項の遵守
(再委託を行う場合は事前に財団の承認を得ること。)
 - ⑥ 委託業務終了時における財団の情報資産の返還及び廃棄

(廃棄の場合は復元不可能な方法で行い、廃棄完了を書面で財団に報告すること。)

- ⑦ 定期報告義務、サイバーセキュリティインシデント発生時の報告及び対応義務
- ⑧ 財団又はサイバーセキュリティ統括責任者による監査・点検・検査への協力義務
- ⑨ サイバーセキュリティに関する要件が遵守されず、インシデントが発生した場合の損害賠償等に関する規定
- ⑩ サイバーセキュリティインシデント発生時に、財団がインシデントの内容及び受託者名等を公表することがあること

第4条 情報システムに関する委託の追加要件

本委託業務に情報システムの構築又は運用・保守が含まれる場合、受託者は第3条に定める事項に加えて、以下の事項を遵守しなければならない。

(共通事項)

- (1) 受託者は、委託業務の実施にあたり、財団の情報システムに財団の意図せざる変更が加えられないための対策を講じなければならない。受託者及び再委託先の作業工程を記録・管理し、何が行われたかを財団が事後的に確認できる体制を維持すること。

(情報システムの構築を受託する場合)

- (2) 受託者は、財団との契約に基づき、以下をすべて含む対策を実施しなければならない。
 - ① 仕様書で定めたセキュリティ要件（アクセス制御・ログ取得・暗号化等）の適切な実装
 - ② 納品前におけるセキュリティの観点に基づく試験（脆弱性診断等）の実施及びその結果の財団への報告
 - ③ 開発環境及び開発工程におけるセキュリティ対策の実施並びに工程の記録・管理

(情報システムの運用・保守を受託する場合)

- (3) 受託者は、財団との契約に基づき、以下をすべて含む対策を実施しなければならない。
 - ① 情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるための要件の遵守
 - ② 運用・保守の過程で情報システムに変更が生じた場合（設定変更・バージョンアップ・パッチ適用等を含む。）の、変更内容の財団への速やかな報告

第5条 不正アクセス対策

受託者は、財団の情報システム又は財団が管理するデータへのアクセスを伴う業務を実施する場合、少なくとも以下の攻撃手法を念頭においたセキュリティ対策を講じなければならない。

- ① サービス不能攻撃（DoS/DDoS 攻撃等）
- ② 標的型攻撃（標的型メール等）

- ③ 認証に対する攻撃（パスワードスプレー攻撃、ブルートフォース攻撃、パスワードリスト攻撃等）
- ④ アプリケーションに対する攻撃（SQL インジェクション、XSS、CSRF 等）

第6条 インシデント発生時の対応

- （1）受託者は、本委託業務の遂行に関連してサイバーセキュリティインシデントが発生し、又は発生したおそれがあると認めた場合は、その事態の帰責の有無にかかわらず、直ちに財団に報告し、財団と協議するとともに、被害の拡大防止に必要な措置を速やかに講じなければならない。
- （2）受託者は、インシデントの発生後、事実関係、発生原因及び再発防止策を記載した報告書を財団に提出しなければならない。
- （3）財団は、受託者のインシデント発生に係る対応が不十分と判断した場合、インシデントの内容及び受託者名等を公表することがある。受託者はあらかじめこれに同意するものとする。

第7条 委託業務終了時の対応

- （1）受託者は、委託業務の終了に際して、財団から提供を受けた情報資産（紙媒体・電磁的記録媒体等を含むすべての有形物）を速やかに財団に返還し、又は復元不可能な方法で廃棄しなければならない。
- （2）受託者は、前項の廃棄を行った場合は、廃棄した情報の項目・数量・廃棄方法・廃棄日を記載した消去完了確認書を財団に提出しなければならない。
- （3）受託者は、委託業務終了時において、本特記事項のすべての事項を遵守した旨を書面で財団に報告しなければならない。再委託を行った場合は、再委託先等における遵守状況についても同様に報告すること。

第8条 監査・点検への協力

財団は、本委託業務の遂行に伴うサイバーセキュリティ対策の状況を確認するため必要があると認めるときは、受託者の作業場所への立入調査を含む実地調査を実施することができる。受託者は、財団から調査の実施を要求された場合はこれに応じなければならない。再委託先についても同様とする。

第9条 義務違反時の対応

- （1）受託者が本特記事項に定める義務に違反した場合、財団は本委託契約を解除することができる。
- （2）受託者の義務違反によって財団が損害を被った場合、財団は受託者に損害賠償を請求することができる。

第 10 条 違約金

- (1) 受託者が本特記事項に定める義務に違反したことにより財団に損害が生じた場合、受託者は財団に対して違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を支払う義務を負う。
- (2) 財団に生じた損害が前項に基づく違約金額を上回る場合には、財団は実際に生じた損害額を立証することで、受託者に対して立証した額を違約金として請求することができる。
- (3) 個人情報の取扱いに係る義務違反については、個人情報特記仕様が添付される場合は、個人情報に関する特記仕様の定めを優先して適用する。